

◆預かり保育の利用について

認定こども園の1号(教育)認定、従来制度の幼稚園の預かり保育は、保育が必要であると認定された場合のみ無償化の対象となります。**認定は、村への申請が必要です。**

【3歳児から5歳児】利用実態に応じて日額450円、最大で月額11,300円まで無償

【満3歳児】利用実態に応じて日額450円、最大で月額16,300円まで無償

満3歳児は保育が必要であると認められ、かつ住民税非課税世帯のみ

※認定の対象は、保護者等がいずれも月に64時間以上労働している場合等

※月額は認可保育所の利用料の全国平均額と幼稚園等の無償化上限額の差額

◆◆ 無償化対象となる費用(例) ◆◆

○無償化前

保育料		入園料・教材費 給食費・通園費	布団リース料 (1/3) 時間外保育料
保護者負担	村負担	村負担 (保護者負担軽減補助)	保護者負担



○無償化後

【3歳児～5歳児・1号認定の満3歳児】

保育料・入園料 預かり保育料(保育の必要性を認められた場合)	教材費・給食費 通園費	布団リース料 (1/3) 時間外保育料
無償化(国・県・村負担)	村負担 (保護者負担軽減補助)	保護者負担

【2号認定の満3歳児・0歳～2歳児(住民税非課税世帯)】

保育料(給食費を含む)・入園料	時間外保育料	布団リース料 (1/3)
無償化(国・県・村負担)	村負担 (保護者負担軽減補助)	保護者負担

【従来制度の幼稚園】

保育料・入園料(上限あり) 預かり保育料(保育の必要性を認められた場合)	教材費・給食費 通園費等
無償化(国・県・村負担)	保護者負担

申請手続きについて

申請が必要な方

- ・認定こども園1号(教育)認定の方
- ・幼稚園に通っている方
- ・認可外保育所に通っている方
- ・新規に保育を希望される方

申請が不要な方

- ・認定こども園、認可保育所(園)
2号・3号(保育)認定の方

◆申請方法

次の書類を在籍中の園、又は健康福祉課に提出してください。

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ・家庭状況調査書
- ・就労証明書(世帯で勤務されている方全員分)

※認定こども園、幼稚園に通っている方の申請手続きは、各園を通して行っています。
認可外保育所に通っている方、新規に保育を希望される方は問い合わせください。



◆問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253

10月スタート! 幼児教育・保育の無償化

総合的な少子化対策推進の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、10月から幼児教育・保育が無償化されます。

幼児教育・保育の村の無償化にかかる手続きについてお知らせします。

◆対象となる子ども

○認定こども園、保育所(園)、幼稚園等を利用する3歳児から5歳児の子ども

※満3歳児は、1号(教育)認定は満3歳(3歳になった日)から、2号・3号(保育)認定は3歳児クラス(3歳になった後、次の年度)から対象

○認定こども園、保育所(園)を利用する、住民税非課税世帯の0歳から2歳児の子ども

◆対象施設

○認定こども園、保育所(園)、幼稚園、企業主体型保育事業

○地域型保育園(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)

◆対象となる保育料

○認定こども園、認可保育所(園)を利用する3歳児から5歳児の保育料

○認定こども園、保育所(園)を利用する、住民税非課税世帯の0歳から2歳児の保育料

○従来制度の幼稚園(就園奨励費補助金対象施設)の保育料(月額上限25,700円)

○認可外保育所等の3歳児から5歳児で、保育の必要性があると認定された子どもの保育料(月額上限37,000円)

○認可外保育所等の0歳から2歳児で、保育の必要性があると認定され、かつ住民税非課税世帯の子どもの保育料(月額上限42,000円)

※通園送迎費・食材料費・行事費等は、無償化の対象外

◆◆ 対象となる子どもと対象範囲 ◆◆

	5歳児	4歳児	3歳児	満3歳児	2歳児	1歳児	0歳児
認定こども園	対象			課税世帯は対象外			
				1号認定と非課税世帯のみ対象		住民税非課税世帯のみ対象	
認可保育所	対象			課税世帯は対象外			
				住民税非課税世帯のみ対象			
従来制度の幼稚園	対象(月額上限25,700円)						
認可外保育所等	対象(月額上限37,000円)			課税世帯は対象外			
				住民税非課税世帯のみ対象(月額上限42,000円)			